

非識別加工情報の提供の仕組みの導入に係る課題と当市の対応

1 非識別加工情報の提供の仕組みの導入に係る今後の課題

	項目	課題
1	事業者の意向の把握	<p>1 現時点で国、他自治体等での提供実績がなく、事業者から、どのような情報に対し、どの程度の提供希望があるかが不明</p> <p>2 西東京市単独の情報では事業者の需要を満たすことは困難（広域的な提供体制の整備が必要）</p>
2	市民へ周知等	<p>1 非識別化（匿名化）されるとはいえ、自己に関する情報が外部に提供されることへの市民の不安等が懸念されることから、非識別加工情報の提供に当たっては、万全な保護措置が講じられていることについて、十分な周知期間を設ける。</p>
3	規定方式	<p>1 当該仕組みは、個人情報の利活用を図る趣旨であり、従来の個人情報保護制度とは趣旨が異なる。</p> <p>2 個人情報保護条例の改正のほか、新規条例の制定による制度導入についても、今後、検討が必要</p>
4	個人情報ファイル簿の作成・公表	<p>1 事業者からの提案募集に先立ち、市が保有する個人情報ファイルの一覧の作成、ホームページ等での公開が必要</p> <p>2 当市では、市の事務を単位とした一覧を作成しているが、当該仕組みの導入のためには、ファイル簿形式への整備作業が新たに必要となる。</p>
5	非識別加工情報の加工基準の策定	<p>1 個人情報を非識別化するための加工基準を各自治体で定める必要がある。</p> <p>2 加工基準を定めるに当たっては、個人情報保護審議会の意見を聴くことが望ましいとされている。</p>
6	安全管理措置の基準の策定	<p>1 非識別加工情報の作成時に削除した情報、加工の方法等の漏えいを防止するための措置を各自治体で定める必要がある。</p> <p>2 上記の措置を定めるに当たっても、個人情報保護審議会の意見を聴くことが望ましいとされている。</p>
7	庁内体制の整備	<p>1 提案に関する審査、非識別加工情報の作成等の所管部署の決定、庁内における検討組織の設置等、体制の整備について検討する必要がある。</p>

2 国の動向等について

(1) 官民データ活用推進計画（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）

官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 19 条において、官民データ活用の推進に関し、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等が規定されたことを受け、重点的に講ずべき施策として、以下の点が記載された。

【地域におけるデータ利活用の環境整備】

地方公共団体が保有するデータについては、個人情報の保護を図りつつ、適正かつ効果的な活用を積極的にすすめることが必要。このため、地方公共団体が保有する個人情報に関する非識別加工情報の提供の仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言を行うとともに、平成 29 年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る。これにより、個人情報の活用による活力ある経済社会及び豊かな住民生活を実現する。

(2) 規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）

投資等分野における具体的な規制改革項目のうち、官民データ活用の項目について、以下の措置を講ずることとされた。

- ① 地方公共団体における非識別加工情報の加工やその活用について、整合的なルール整備がなされるよう、地方公共団体の意向を十分に踏まえてルール整備を進めるための意見交換の場を早急に設ける。また、当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方公共団体の意向を踏まえて十分に検討する。
- ② 地方公共団体において、非識別加工情報の加工やその取扱いに関する萎縮、人的リソースの不足に伴う対応困難といった問題が発生することを回避するため、地方公共団体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う。

3 非識別加工情報の提供の仕組みの導入に関する当市の対応

上記 2 (1) の規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）で、「当面は先進的な地方公共団体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方公共団体の意向を踏まえて十分に検討する」との方針が示され、また、「地方公共団体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組等」の検討を行い、平成 29 年度中に結論を得ることとされた。

当該仕組みの導入に当たっては、全国統一のルール整備が求められていること、また、非識別加工処理に係る専門知識の必要性や事業者ニーズの把握の必要性を鑑みると、当市においても、これらの共通の提案受付窓口や共通の受託機関を活用することが適当であると考えます。

以上のことから、非識別加工情報の仕組みの導入に係る市条例の改正については、現時点では見送ることとし、上記 1 の課題の検討を行いながら、国、東京都及び近隣自治体の動向を注視することとしたい。